

入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年11月25日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 競争入札に付する事項

(1) 製造請負名

第5回交通信号制御機等製造請負

(2) 製造物品及び数量

| 製造物品 | 数量 | 備考 |
|-----------------------------|-----|----|
| 交通信号制御機（集中制御・灯器出力数12・階梯数16） | 2基 | |
| 交通信号制御機（地点制御・灯器出力数12・階梯数16） | 10基 | |
| 交通信号制御機（押ボタン制御・灯器出力数6・階梯数8） | 2基 | |
| 歩行者用押ボタン箱（歩行者横断要求受付機能） | 4基 | |
| 車両用感知器（超音波・対応車線数1） | 42基 | |
| 車両用感知器（超音波・対応車線数2） | 13基 | |
| 車両用感知器（超音波・対応車線数1・無線伝送装置内蔵） | 5基 | |
| 車両用感知器（画像・対応車線数2） | 1基 | |
| 車両用感知器（画像・対応車線数3） | 1基 | |
| 歩行者用感知器（歩行者感知タイプ） | 4基 | |
| 端末区間用無線伝送装置（主局・電波） | 2基 | |

(3) 納入場所

沖縄本島内の指定する場所

(4) 履行期間

契約日の翌日から60日以内

(5) 入札方法

総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

下記の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 平成26年度の国又は地方公共団体の入札参加資格で物品の製造「電気通信用機器類」、物品の販売「電気通信用機器類」の入札参加資格を有する者。
- (3) 当該機器のいずれかを国又は地方公共団体へ直接納入実績若しくは間接納入実績（工事請負業者経由）を有する者。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から本製造請負の入札日までの間ににおいて、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 次の各号に該当しない者
ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力

(以下「暴力団等反社会勢力」という。)

- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいるとき。
- エ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部会計課管財係 電話098-862-0110

- (2) 入札参加受付期限及び場所

ア 受付期限 平成26年12月8日（月）

イ 受付場所 沖縄県警察本部警務部会計課管財係

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付の日時場所

ア 日時 平成26年11月25日から平成26年12月8日 9:30~18:00

イ 場所 入札説明書 沖縄県警察本部警務部会計課管財係

仕 様 書 沖縄県警察本部交通部交通規制課管制運用係

4 入札、開札日時及び場所

- (1) 日時 平成26年12月16日（火） 13:30

- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課入札室2（4階）

郵便による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

5 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けてありません。

6 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

7 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の定めるところによる。

8 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

契約の締結にあっては、契約書を作成するものとする。

- (4) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10に基づいて落札者を決定する。

- (5) 詳細は入札説明書による。